

第 11 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 26 年 9 月 12 日（金）
10 時 00 分～12 時 00 分
文化庁・特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，笹原副主査，秋山，井田，入部，影山，鈴木（一），
鈴木（泰），関根，田中，棚橋，出久根，納屋，杉戸各委員（計 14 名）
（発表者）山下敦子氏（和歌山市役所市民環境局市民部市民課 主査）
（文部科学省・文化庁）岸本国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 10 回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 「文字に関する窓口事例」（山下敦子氏提出）
- 3 「窓口における書写または文字の骨格の表現の相違と思われる文字」
（山下敦子氏提出）
- 4 漢字小委員会における審議スケジュール（案）

〔参考資料〕

- 1 「文字の仕組み（メカニズム）」（山下敦子氏提出）

〔机上配布資料〕

- 1 誤字俗字一覧表から削除された文字（委員限り・山下敦子氏提出）
- 2 新旧対応票（委員限り・山下敦子氏提出）
- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 学年別漢字配当表（「小学校学習指導要領」）
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について（通知）
（平成 22 年 11 月 30 日 文部科学大臣政務官通知）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から，配布資料 4 「漢字小委員会における審議スケジュール（案）」の説明があり，今後の漢字小委員会の予定について確認された。
- 4 和歌山市役所市民環境局市民部市民課 主査の山下敦子氏から，配布資料 2，3，参考資料 1，机上配布資料 1 及び 2 の説明があり，説明に対する質疑応答が行われた。
- 5 山下氏の説明を踏まえて，意見交換が行われた。
- 6 次回の漢字小委員会について，平成 26 年 10 月 10 日（金）午前 10 時から 12 時まで文化庁第 2 会議室で開催することが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○ 沖森主査

前回の漢字小委員会では、学校における字体と字形に関する問題について、秋山委員及び棚橋委員からのお話を伺い、協議を行いました。本日は、もう一つの具体的な問題として、窓口業務における文字に関わる問題について委員の皆さんによく知っていただくために、実際の現場にいらっしゃる方からのヒアリングを行いたいと思います。

本日は、和歌山市役所市民環境局市民部市民課主査の山下敦子さんにお越しいただいております。山下さんは、戸籍業務全般に詳しくて、市役所にお勤めになりつつ、戸籍に関する複数の解説書の著書をお持ちでございます。また、全国で戸籍業務に関する研修等の講師をなさっているとも伺っております。内容としましては、まずは戸籍業務の全般について概要を御説明していただきたいと思います。その上で、窓口で起きている文字に関する問題、特に、字体・字形のことや、常用漢字表の「字体についての解説」が窓口業務でどのように用いられることがあるのかなどを中心として、実例を交えたお話をさせていただきますようお願いしてございます。

進め方としては、お話が終わったところで質疑の時間を取り、その後、内容に関する協議を行っていきたいと思います。では、山下さんのお話を伺うことにいたします。本日のプレゼンテーション資料は、御本人の御希望によりここでの配布のみとし、ウェブでの公開は予定しておりません。傍聴の方々も含め、御配慮をお願いいたします。それでは、山下さん、よろしくお願ひいたします。

○ 山下敦子氏（発表者）

和歌山市から参りました山下敦子と申します。関西のイントネーションのままお話しさせていただくこととなりますが、よろしくお願ひいたします。

戸籍の実務をしている人たちの前でお話をさせていただくのは度々あるのですが、このような場所で戸籍に関することをお話しさせていただきますのが初めてなので、大変緊張しております。けれども、委員の皆様方にできるだけ御参考になるような事例を集めてまいりましたので、期待していただきたいと思います。

まず、お話をさせていただく前に、実は、戸籍実務の中の文字の説明と申しますのがとても特殊ではありますので、例えば、「文字の骨格」という表現をしたり、「字体」、それから、「正字」、「俗字」というものを、私たちが認識している言葉で表現したりします。それ自体が常用漢字表における表現とか、一般の社会における表現とは少し違う部分があるかとも思われますので、御了承いただきたいと思います。

では、この配布資料2「文字に関する窓口事例」というのを、頑張ってお作りしましたが、それに入ります前に、戸籍における文字について少々説明させていただきたいと思います。

戸籍の文字というのは、大きく分けまして、「誤字」、「俗字」、「正字」と三つのパターンがあります。この「誤字」についてですが、明治5年に戸籍制度が始まりまして、明治19年式戸籍、明治31年式戸籍、大正4年式戸籍、この間は旧法時代ということで、家を中心に戸籍が作られていたわけですから。そのような戸籍の様式が変わるごとに、戸籍の担当者が一所懸命になって文字を書き写すわけですから。その書き写す際に、全く同じ文字を書かなくてはいけないのに、伝達ゲームではありませんが、次の戸籍になった時にちょっと違った形になったり、その次に行った時にちょっと違った形になったりということがありました。その書き癖とか、そういうことで生じたものもありますし、その当時は人名用漢字というのが決まっておりましたから、親御さんが好きなように文字を、「このように書いて」という感じで出生届をすることが多々ありました。そういうことが原因で辞書に載っていない文字が生じたわけですから。それを「誤字」と言います。

具体的には、例えば、「角」という文字があります。それを、書き手がこの文字の

中央の縦画を下までしゅっと長くしたり、また、片方の「片」という字、これの最後の画の横画を長くして「T」のようにしてみたり、それから、「静」という文字が、旧字体でしたら「靜」、こうですけれども、この旁^{つくり}「争」の長い横画、抜き通るべきものを、縦画のところで止めてしまったりといったものです。

いろいろな文字が、多々あるんですけれども、例えば、これですね。子供に幸せになってほしいと思って、達男の「達」の右側を、普通は「土」の下側は横画が3本ですが、2本にして「幸」と届けてしまったりとか、そういうことがあって、辞書に載っていない文字として、「誤字」が出現したわけです。

その後、この「誤字」の中で一般的に広く誤って記載することが多かったため、社会では認識されてしまった文字として、「俗字」というのが発生する—発生というか、認識されるわけです。先ほど例示した「角」の「誤字」や「片」の「誤字」は、その後、「俗字」となっていくわけです。例えば、「辺」の旧字体「邊」もそうです。旧字体だったら、「2点しんによろ（讠）」が「正字」です。ところが、2点目と下をふにゃふにゃとつなげて書く、書き手がそのようにやっていくことによって、この「1点しんによろ（讠）」に旧字体の旁が付く文字も「俗字」として認識されていくわけです。

あと、「正字」ですが、「正字」は辞書に載っているもの。辞書もいろいろありますが、参考資料1を御覧ください。まずは、「正字」の一番トップ、Aの丸のトップ、皆さんも今お話し合いの常用漢字表の通用字体です。それから、規則別表第二の1—規則別表というものは、戸籍法施行規則の別表第二で、1と2に分けられておりますが、この規則別表第二の1、これは人名用漢字です。常用漢字以外に、名前に付けられる文字を規定しているものですが、規則別表第二の1と規則別表第二の2があります。Bの丸には、規則別表第二の2と、通達で正字と定められているもの—通達別表に定められた正字等です。それと、あと、『康熙字典』体です。『康熙字典』体という昔ながらの、とても歴史的な格式のある中国の字典があります。そして、そのほか、辞書で正字とされているものというのがあります。

どうしてこの丸を二つに分けているかということですが、Aの丸がトップに来ていて、Bの丸の文字からAの丸の文字へは直せます。でも、この逆はいけませんというのがあります。できれば、常用漢字表や人名用漢字の規則別表第二の1の文字に変えてほしいという趣旨があるために、このような形になっております。

その取扱いについてですが、実は今申し上げたように、文字の歴史が三つに分かれるわけです。なぜ三つに分かれるかというと、余りにも「誤字」、「俗字」ということで、戸籍に記載される文字が一杯あったので、それを「正字」にどんどん変えていきたいということがあるからです。平成2年に法務省民事局から発せられた5200号通達というのがありまして、戸籍が変動したら、「誤字」も「俗字」も「正字」にと変えていきました。

これでそのままかと言ったらそうではなくて、平成6年、7005号通達というのが出ます。「俗字」も全部「正字」に変えていた方針が、この通達によって、今度は、「俗字」は一般的に愛着があるから使えるようにしようと、戸籍の文字として使えるようにしようということになります。明治に戸籍制度ができてから平成2年までの間は、文字をそのまま記載するのですが、平成2年から平成6年の間は、「俗字」も「正字」にして、「誤字」も「正字」にするという取扱いです。そして、この平成6年から後は、「俗字」を使えるようにしましょうという取扱いに変わりました。私どもの窓口では、こういった通達の変更等に対応しておりますので、例えば、親子兄弟であっても文字の形が変わってしまうとか、そういうことが問題として多々あるということになります。

ざっくりと今お話をさせていただきましたが、これは参考資料1「文字のメカニズム」という資料—実務者向けに作成して、それを少しカスタマイズしたのですが、この初めに歴史年表がありまして、現行の通達というのがどういうものであるかというのを記載させていただいております。それで、今日は常用漢字の文字の字形に関する小委員会ということですので、関連あるのが、20ページと21ページの「現行通達番外編」にある「1. 文字のグレーゾーン（デザイン上の差の文字）」というものです。「デザイン上の差の文字」というのは、届出は書き文字ですが、戸籍に記載するのは活字体であるとか、楷書体を少し崩したような字の形、言わば「行書体」と明朝体の違いであるとか、文字も点の位置が違ったりとか、点の形が違ったりとか。そういったものはデザイン上の差として認識していますよというのを、ここに説明しております。

あと、上が「土」の「吉」と上が「土」の「吉」、四角の中の右が曲がる「西」と四角の中の右が曲がらない「𠄎」の取扱いというのがあります。これは特殊です。これだけお話しさせていただきますが、「誤字」があつて、「俗字」があつて、「正字」がありますというのは言いました。でも、「誤字」でも「俗字」でもなく、「正字」なんだけれども、形が違い、デザイン上の差ですと、ここの平成6年までされていた文字があります。それが、「西」という字で、これは「西」と書く。これ、「まがりにし」と言っていて角張っていますが、行書体で書くと、しゅしゅっと「𠄎」で書きます。これを「たてにし」と私たちは呼びます。「たてにし」と「まがりにし」です。

「吉」、この二つの文字は、この平成6年までは、デザイン上の文字、どちらも「正字」、同じ文字とされていました。だから、タイプで戸籍を作るようになった、記載をするようになったときというのは、明朝体で記載されました。つまり、「吉」で記載するようになりました。同じ文字ですから、どっちを記載してもいいわけです。

ところが、平成6年、7005号通達で、「たてにし（𠄎）」と上が「土」の「吉」が「俗字」の仲間入りをしました。そうするとどうなるか…というのは、後のお楽しみで、事例の中で説明をいたします。

戸籍の文字の取扱いについて、概要としては、このような形になっております。

文字は専門家ではありませんが、苦勞している面では、とてもいろんな経験をさせていただいているということになります。では、事例の紹介に移らせていただきます。事例を紹介するに当たっては、窓口でお客様がどんな表情で来られて、どんな気持ちで話をされるかというのを、私が演技してお話しすればいいのですが、演技力がございませんので、このイラストの表情に任せます。イラストの表情が刻々と変わりますので、できればこのスライドを御覧になっていただきたいと思います。

では、配布資料2「文字に関する窓口事例」に入ります。戸籍の窓口によることということで、戸籍の窓口における文字に関する問題点ということをお話をさせていただきます。

いろんな場面で問題点がありますが、まずは「出生届における問題」、「金融機関との関係に関する問題」、「その他、参考として子の名の文字と常用漢字、通達の運用と字形」ということで、これらを窓口事例として紹介いたします。

「出生届における文字に関する窓口事例」ですが、子の名に用いる文字は、戸籍法50条で「常用平易な文字」とされ、この「常用平易な文字の範囲」は、戸籍法施行規則第60条で定められています。具体的には、常用漢字表の通用字体、それと、戸籍法施行規則別表第二の文字、そして、片仮名、平仮名—変体仮名は除きます—、その他、資料に挙げた「々」などの符号や仮名です。これら以外の文字は、子の名に用いることができません。

それで、「出生届の文字の問題と言うけど、「子供の名前」に付けられる文字は法律等で決まっているから確認したらいいだけですよね。」と戸籍の担当者は言ってい

ます。「子供の名前」は父母の願いの結晶だよ。そう簡単に考えてはいけないよ。」と先輩が言っています。「先輩はなかなかいいことを言うなあ。」「出生は人生の始まり、そして、人生の最大の喜びであるかもしれません。」ということで、例えば、ある日の窓口のこと。表情に注目してください、「出生届をお願いします。子供の名前は、おじいちゃんの名前の1字をもらいました」。「乙原^{しょうた}鼻太君ということですが、調べましたが、「鼻」の文字は子供さんのお名前には付けられません。」「ちゃんと調べてくれたの。この名前しか考えていないんです。何とかありませんか」と言います。「法律では、「常用漢字」と「規則別表第二の文字」と「平仮名・片仮名」しか子の名に使用できません」と言っています。もう窓口の担当者にとっては当たり前です。当たり前ということで。それで、「なんだ、こいつ、一所懸命考えた名前を何だと思っているんだ。」と言って、お父さんは怒ります。そのような窓口、少し言い方を変えてみましょうということで。「出生届をお願いします。子供の名前は、おじいちゃんの名前の1字をもらいました。「鼻太」です。」「おめでとうございます。でも、残念ですが、「鼻」の文字は子供さんのお名前には付けられません。」「ちゃんと調べてくれたの。この名前しか考えてないんです。何とかありませんか。」「何度も確認しましたが、おじい様の「鼻」の文字は「正字」には違いないですが、現在は子供の名に付けられなくなっています。「鼻」の文字なら付けられます。」「鼻」は常用漢字の中に入っている文字ですが、名前の場合、姓名判断ということがあるので画数も問題なんです。「この名前が画数的にも一番いいんです。」と言っています。参考書を見せて、「お名前に付けられる同じ画数の文字がこれだけあります。コピーしてお渡しします。大切なお名前ですから、慎重にお考えください。届出期間はあと3日ありますから、お持ち帰りいただいて、奥様と御相談ください。」と言います。そうしたら、ちょっと気持ちが変わって、「法律で名前に付けられないのなら、まあ仕方ないか。もう一度考えてみます。ありがどうね。」と言って帰ってくれました。

まだあります、出生届の事例なんです。平成16年9月1日の窓口でのこと。「子供が生まれました！出生届をします。僕たち夫婦はサッカーが大好きなので、子供の名前を甲野^{しゅうと}蹴人と名付けました。」と言っています。「残念ですが、「蹴」の文字はお子様のお名前に付けることができません。」「新聞で読んだんだけど、「蹴」は子供の名前に付けられることになったって書いてあったよ。」と言っています。「すみません、この文字が使用できるのは9月27日からなんです。」施行日ですね。それで、「出生届は14日以内にしないといけないんでしょう？今日が14日目ですよ。でも、絶対に「蹴人」という名前を付けたいんです。何とかならないでしょうか？」お父さんは必死で言います。「ご提案があります！本日は、「名未定」で出生届をされて、9月27日以降に追完届をされてはいかががでしょうか。追完届は、出生届の時点で記載されていない氏名の欄を、後日「甲野蹴人」に補完していただく届出です。」「へえ、そんな届出できるの。」って、お父さん喜んでいます。

「蹴」の文字についてですが、旧法の時代は、戸籍に記載する子の名の文字に制限はなかったもので、「蹴」の文字は、子の名に用いることができました。ところが、昭和23年1月1日、戸籍法及び戸籍法施行規則が施行され、その後の改正を経て現在は、戸籍に子の名として記載できる文字は、原則として常用漢字、人名用漢字、片仮名及び平仮名、長音符、踊り字と規定されています。5ページのように人名用漢字に順次文字が追加されます。ところが、平成16年9月1日時点では、「蹴」の文字は追加されていませんから、子の名には使えません。平成16年9月27日、戸籍法施行規則別表第二に488文字が追加されました。この中に、この赤字の「蹴」という文字があり、この時点で、「蹴」の文字が子の名に用いることができるようになりました。そして、その後、平成22年11月30日、常用漢字表の通用字体に196文字が追加されて、この

中にも「蹴」が入りました。それで、常用漢字表の中に「蹴」が入り、「蹴」の文字は常用漢字表の通用字体となったので、戸籍法施行規則別表第二から削除されました。

このように、法令等の改正のはぎ間で、戸籍窓口担当者は対応に苦慮する場面があります。できるだけお客様の願いがかなうよう努力したいと思っています。出生届において「蹴」の文字のほかに、「^{ききょう}桔梗」,^{りん}「凛」といった文字についての相談事例がありました。「私の子供は平成15年に生まれて、名前を「凛」とつけたかったのに役所で、「^{りん}凛」の文字でないとダメだと言われました。なのに、平成17年に生まれたご近所のお子さんは「凛」と名付けていますよ！これは役所の対応の間違いではないですか？「凛」に変更できませんか？」と言うわけです。こうした窓口事例がありました。

このような相談があった場合は、「凛」に変更するという御希望であれば、家庭裁判所での「名の変更」の手続を御案内するしかないということになります。

そして、子供の名前について、ほかにも注意することがあります。それは、文字のデザインですということですね。「心」ちゃん、「令」ちゃん、「奏」ちゃん。出生届には、書き文字で書いてくる親御さんが多いのですが、コンピューター戸籍は明朝体で記載されるので、デザインに違いがあることを知らせなくてははいけない。

「心」は書き文字では「心」、明朝体では「心」になります。「令」は書き文字では「令」、明朝体では「令」になります。「奏」は書き文字では「奏」（下の部分が^{よう}「夭」の形）、明朝体では「奏」（下の部分が「夭」の形）になるわけです。ちょっと形が違うので、「違うじゃないか」と言われる可能性があるわけです。

そして、書体の違いではないけれど、戸籍に記載する文字の「骨格」の表現が違う文字があります。例えば、「龍」という文字。これは規則別表二の二の文字ですけれども、1画目が横に寝ています。常用漢字表の通用字体は縦線になっていて違うんです。「久」という字ですが、最後の右払いの画の出る場所が違っていています。上から出ている分と、真ん中から出ている分というのが違います。左側の真ん中から出ているのが戸籍に記載する文字です。

お手元の資料に下手くそな字で、書いておりますが、配布資料3「**窓口に**おける書写または文字の骨格の表現の相違と思われる文字」を御覧ください。右に示したこういった文字が書かれてきます。そんなときは明朝体ではこうなるということをお知らせしないといけません。左側にずっと記載しております、こちらの方が戸籍に記載される明朝体。お客様が書いてこられるのが、その右側ということです。

配布資料3の最後、3枚目に「字形の相違の頻度が高いもの」ということで、このように書かせていただいています。例えば、しんにようです。しんにようが、明朝体では、左側の形になりますが、右側のように、くねくねとしたような表現で書いてこられる。

例えば、手偏のはねであるとか、女性の「女」の横画と左払いの接し方、この文字は、よく書かれる方がいらっしゃいます。この右側、横画の上に左払いの書き出しが出ています。それでも、戸籍は飛び出ない明朝体の文字を使うということです。あと、糸偏です。下の「小」をちょんちょんちょんと点を三つ並べて書きます。それから、「令」。これも多いです。左側の「令」で書いてこられる方というのは半数ぐらい。右側の「令」で書いてくる方がほとんどです。「鈴子」さんであるとか、この「令」を部分に持つ文字というのは多々あります。それで、その場合に、ほとんどがこの右側の「マ」のように書く文字を書いていらっしゃいます。「奏」という文字もそうです。「奏」という文字も、多く下が「夭」のように記載されるにもかかわらず、「ノ」の「一」という感じで「夭」のように書いてこられる方が多々あります。

では、配布資料2に戻って続けます。「僕、とても気を使います。出生届に記載した文字と戸籍に記載する文字の違いを届出人の方に納得していただかなければなりません。どうしたらいいのでしょうか。」と悩んでいます。「まず戸籍に記載する文字をお見せして、お知らせすることです。窓口で、子の名の参考書で戸籍に記載する文字を示したらいいんじゃないかなあ」と先輩は言っています。ところが、「窓口に来られるのは、父母の一方の方だけのことが多いですよ。窓口で納得していただいたとしても、あとで「やっぱりダメです」なんて言われんじゃないかなあ。」お母さんが言ってきたり、お父さんが言ってきたり、不安に考えています。「届書に補正をしてもらった方がいいのではないですか。」と言っています。「補正は、子の名につけられない文字を記載してきた場合や文字を誤記している場合などに行う処理です。間違ってもいないのに補正を強いることは、届出人の方に対して失礼なことになる。そんな場合は届書の「その他」欄を使用したらどうかな。」ということで先輩が提案して、「その他」という欄があって、「子の名「鈴子」」と書き、「はい、承知いたしました。」と判を押してもらおう。窓口ではそのような対応をしております。で、「なるほど。」ということになります。

次に、「金融機関との関係における窓口事例」に移ります。これ、割とあります。ある日の窓口。めちゃくちゃ怒ってきました。「私の名前はもともと「令子」なんだけど、役所で勝手に「令子」に変えられてしまったのよ！〇〇銀行に行ったら、通帳の文字が違うので、お金を引き出せないって言われたわ。どうしてくれるの。」と言って怒ってきました。実際ありました。これは私が対応した事例です。

紙戸籍ということで、コンピューターになる前の戸籍ですが、「令子」と記載されていました。それが平成18年のコンピューター化がありまして、文字が「令子」となったわけです。そうすると、「以前の紙戸籍に記載されていたお客様の名の文字「令」は、書き文字の行書体という書体でして、戸籍のコンピューター化で記載された「令」は明朝体という活字書体です。このように、単に書体の違いだけで、これらの文字は同じ文字なんです。」と言っています。戸籍の担当者は、このように言います。ところが、お客様は、「「単に」?!「単に書体の違い」ってどういうこと!実際に形が全然違うじゃないの!それは、あなたたちの言い分よね、困っているのは私なのよ!」と。「ごもっとです。」ということ。近年、金融機関では氏名の文字の字形の相違に敏感になっているようです。役所では、「デザインの差」とされる文字であっても、金融機関では「相違する文字」と認識する場合があります。」担当者が、「認識の違いで片づけられないですよ。お客様がかわいそうじゃないですか。」ということで、「きみは常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)の前書きにある「(付)字体についての解説」を見たことがありますか。「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」を見ると、2の(6)に「令」の文字があります。」と先輩が言っています。

窓口でとても叱られたときに、そのことを思い付きまして、あったなと思って、この「(付)字体についての解説」の部分です、そこに字体の説明があります。「字体としては同じであっても、1, 2に示すように明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがある。それらは、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差とみるべきである。」と書いてくださっています。その中に「令」の文字が例として入っていた。

この戸籍担当者はとてもうれしくて、「そうだ!これをコピーしてお客様に持って帰ってもらおう。字形の違いで問題があったときに、役に立つかもしれない。」ということで、コピーをお渡しします。そうすると、「なるほど、あなたが言ってるのはこのことだったのね。早速〇〇銀行に持っていくわ。もらったコピーは、これからも役に立ちそう。ありがどうね。」と言って帰られました。このときに、「銀行の方が、まだこれを提示しても御質問があるようでしたら、市役所市民課 山下までお電話くだ

さい」というのを付け加えましたが、お電話がなかったところを見ると、切り抜かれたのかなと思っております。そして「ホッ」ということで、ほっとしたわけです。

では、「その他 参考として① 子の名の文字と常用漢字」。皆さんよく御存じだと思われませんが、「悪魔ちゃん騒動」というのがありました。1993年8月11日、東京都昭島市役所に「悪魔」と命名した男児の出生届が出されました。そして、「悪」も「魔」も常用漢字の範囲であることから、受付された。受付というのはできるわけです。受付はしましたが、受理はまだしておりません。市が法務省民事局に本件の受理の可否につき受理照会をした。そうすると、子の福祉を害する可能性があるとして、親権、命名権の濫用を理由に、法務省の方では不受理としました。そうすると、届出人、親御さんは、東京家裁八王子支部に不服申立てを行い市役所と争った結果、家庭裁判所は、命名権の濫用で戸籍法違反ではあるけれども、手続論的立場から、「悪」も「魔」も常用漢字の中に入っているから付けられる文字であるということで、受理を認める。つまり、結果としては、親側の勝訴と判断しました。そして、市側は、不服申立てということで、即時抗告しました。そうすると、その後両親は、男の子が悪魔という名前に反応している、だから、それを理由に、他の漢字を用いて再度「あくま」の名で届け出ようとなりました。市役所は、これも不受理としました。そして、届出人は類似した音の名前を届け出て、これが受理され、両親は不服申立てを取り下げ、市側もこれに同意した。即時抗告審は未決のまま終局となった。

では、続いて、「窓口職員のつぶやき」ということですが、「悪魔ちゃん騒動」を考えると、子の名に付けられる文字の範囲について問題点を感じます。赤ちゃんの名前は、やっぱりハッピーな名前を付けてあげたい。子の名に付けられるとされる常用漢字には、「賄」とか、「陰」とか、「鬱」とか、「尻」とか、「溺」とか、「蔑」とか、「奔」とかなどの、子の名にふさわしくない文字がありますよね。」と窓口の職員はつぶやいています。先輩が言います。「そもそも常用漢字とは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものであって、命名を目的としたものではありません。その漢字の持つ意味が、良きにつけ悪きにつけ読めないで社会生活で困ることがあるかもしれないでしょう？」と先輩が言っています。「なるほど、そうか！よくわかりました。子の命名については、お父さんやお母さんの愛情を信じます！」と窓口の職員が言っています。「でも、社会には様々な考え方をする人がいますから、窓口で「悪魔ちゃん騒動」のようなことが起こる可能性は否定できません。」ということなのです。

そして、「またある日の窓口職員のつぶやき」です。最近、「キラキラネーム」とも「DQNネーム」とも言われますが—この言葉はインターネットスラングですね—「常識的に考えがたい名前や、当て字などで読みづらい名前を付けてくる親御さんがいますね。その子の個性といえはそれまでだけど、これって、子どもが困らないのかなあ…」と言って心配しています。先輩が、「子の名に用いる文字については戸籍法50条及び戸籍法施行規則60条で定められています。その「ふりがな」については音訓の別段の定めはないのですが、「漢字」と「ふりがな」との間に何の関係もないものは受理できないとされています。」例えば、「高」という漢字に「ひくし」というふうに付けてくれば、受理できません。「ただし、音訓以外に字義によるふりがなを付して出生届があった場合は受理して差し支えないとされています。」では、このキラキラネームですが、どのような常用漢字を用いたキラキラネームと称されるお名前があるか、その例を挙げます。「光宙（ぴかちゅう）」と言いますが、「光」が「ぴか」、「宙」が音の「ちゅう」です。それから、「永久恋愛」と書いて、「永久恋愛（えくれあ）」ですね。宝の冠と書いて「宝冠（ていあら）」。愛の歩くで、「愛歩（らぶほ）」。それから、法律を守るで、「法律守（ぽりす）」。明日咲く、「明日咲（つぼみ）」等々あります。いろいろな名前があります。

「その他 参考として② 通達の運用と字形」です。通達の運用というのが、「西」

の文字とか、「吉」の文字とかいうのを先ほど説明させていただきました。常用漢字の中では、「西」の文字、「吉」の文字、それから、1点しんによろ、2点しんによろというのが把握の仕方として戸籍の窓口とは違う場合があるかもしれません。しかし、戸籍の担当者として、運用について問題点があるということで、戸籍の窓口の問題としてこれを挙げさせていただきました。「たてにし(𠄎)」と「まがりにし(西)」、これですね。戸籍の窓口では、かなりの頻度で「たてにし」のトラブルがありますが、これはなぜなのでしょう。か。「西」という文字を氏名の文字に用いている方というのは、たくさんいらっしゃいます。それで、「これは5200号通達変更による運用が一因かもしれません。平成2年5200号通達は、「誤字の解消」を主たる目的として発出された大きな通達です。この時点では、「𠄎」と「西」は「筆写と活字の差」でいずれも同じ文字だとされていました。ところが平成6年7005号通達発出後には、「𠄎」は俗字、「西」は常用漢字表の通用字体の正字と分けられました。そうすると、どういふことが窓口で起こる」のでしょうか。

「たてにし(𠄎)」の「𠄎本」さんというお父さん、お母さん、長男と次男がいらっしゃったとします。そうすると、長男が平成5年、ちょうど改正の間、夫の氏の婚姻、新戸籍編製。結婚すると、戸籍は独立します。夫婦で戸籍を新しく作ります。そのときに記載された文字というのが、縦の「𠄎」も曲がった「西」も同じ文字とされていたから、この市町村では、曲がった「西」、明朝体の文字で「西本」記載しました。

ところが、次男が、平成8年、これも夫の氏で婚姻したわけですね。新戸籍を編製して、俗字が使えるようになっていきますから、縦の「𠄎」は俗字として認識されていますから、ここで俗字として、縦の「𠄎」で「𠄎本」記載しました。

お父さん、お母さんですが、その後、戸籍の変動はありませんでしたが、平成18年の戸籍電算化によりまして、俗字としてそのまま「𠄎本」と記載するようになった。となると、「たてにし(𠄎)」です。では、通達の前後の運用の違いから、同じ戸籍であった人たちの戸籍の文字が違ふことになる。となったら、お客様は、「どうして？」となります。そして、窓口のトラブルになるということです。

では、次に、2点しんによろの「辻」と1点しんによろの「辻」ですね。「ぼくは一般的に使用されているのは「辻 いってんしんによろ」だと考えていましたが、従来から正字とされていたのは「辻 にてんしんによろ」なんですね。たいへん驚きました。」私も驚きました。一般的に、この1点しんによろの「辻」を使っていらっしゃる方の方が多いと感じます。だから、戸籍の担当者となって初めて、2点しんによろが正字であって、1点しんによろが正字ではなかったということが分かりました。

それで、「いってんしんによろの「辻」は従前は「俗字」でした。平成2年5200号通達では、戸籍の変動があったときには、「誤字」も「俗字」も対応する正字に変更する取扱いでした。ところが平成6年7005号通達発出後には「俗字」が戸籍に記載できる文字となり、俗字の「辻」は戸籍の変動があってもそのまま記載することになりました。さらに平成16年の改正で、「辻」は、通達別表に搭載され、「正字等」とされたのです。」「正字」になったわけですね。では、そうすると、どういふことが窓口で起こるかということですか。

1点しんによろのお父さん、お母さんがいました。それで、また長男、次男がいるわけですか。この長男が、平成5年、夫の氏で婚姻をします。正字に変更して記載ということは、ここで2点しんによろになるわけですか。1点しんによろは俗字でしたから。ところが、次男。平成8年からは俗字が記載できるようになりましたから、次男は結婚したときには1点しんによろで記載されています。お父さん、お母さん、戸籍の変動がなくて、平成18年に正字等ということで、そのまま記載されました。そうすると、通達の前後の運用の違いから、同じ戸籍であった人たちの戸籍の文字が違ふことになる。お客様は、「どうして？」ということですか、窓口でのトラブルになる。

「高（はしごだか）」というのを御存じでしょうか。「高（はしごだか）」と「高（くちだか）」というのがあります。「高（はしごだか）」というの、百貨店の高島屋の「高」です。「高（はしごだか）」と「高（くちだか）」も、同じ経緯をたどっています。この1点しんによいの「辻」と同じような経緯をたどっています。

それで、「このような通達内容の変更で影響を受けた方々について、何か救済措置はないのでしょうか。とても困ると思うんです。親子で文字が違う、兄弟で文字が違うということで、困ると思うんですよ。」と戸籍の担当者が言っています。「「更正申出」という方法があります。平成2年5200号通達で「俗字」から「正字」に変更された場合などのように、通達の変更により影響を受けた方は、俗字が使用できるようになった平成6年7005号通達（変更後の5200号通達）に合わせてもとの「俗字」に戻すという「更正申出」をすることができるのです。いわば、変更通達の経過措置ですね。」ということで、「良かったー!!「西」から「𠂔」,「辻」から「辻」に変更できるということですね。お客さまに説明ができるぞー。それにしても、先輩はすごい！文字のエキスパートだ！ぼく、もっと勉強します。お客さまの立場に立って、納得できる説明ができるようにがんばります！」と言っています。

「戸籍の窓口では、このように、子の名の文字、文字の筆写の違い、通達の運用に関する事など、文字に関する様々な問題を抱えております。これも、氏名の文字を使用して社会生活を営んでおられるお客さまたちの「切実なお声」ととらえ、日々研鑽を積んでいる次第です。窓口に来られるお客さまが納得してお帰りいただけるよう今後も頑張っていきますので、お力添えをお願いします。お聞きいただきありがとうございます。」ということで、パワーポイントの発表はこれで終わりです。

先ほど申し上げたように、私は十数年戸籍に携わっておりまして、戸籍の窓口でも頑張っておりますが、文字に関するトラブルは後を絶ちません。特に、この出生届における子供さんの文字の形に関して、かなりの頻度で、やはり気にされる方というのは多々おられます。その人たちのために、分かりやすく説明できる何かがないかということは、私も切実に考えているところでありますので、よろしくをお願いします。発表は以上です。ありがとうございました。

○ 沖森主査

山下さん、どうもありがとうございました。窓口ではいろいろな問題があり、日常的に起きている問題かと存じます。

それでは、ただ今のお話を踏まえて、質疑応答、協議に移りたいと思います。お話は、窓口業務で起きている文字に関する問題について、字体、そして、字形の問題を中心に、幅広くお話ししていただきました。この漢字小委員会では、こうした問題を含めて、特に字体・字形の問題を中心に、今日は御感想若しくは御意見がございましたら、お願いしたいと思います。御自由に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 鈴木（泰）委員

戸籍の担当者としては、現在のところは、今持っている材料で、窓口のトラブルは一応解消できるようになっているということでしょうか。それとも、もっと何か、常用漢字表などにおいて、別の手当てが欲しいということはないのでしょうか。大変御苦労されていて、その結果、基本的に問題は合理的に納得して解決されているように感じましたが、そうではないのですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

お答えさせていただきます。先ほど金融機関との関係のトラブルで「令」の文字が

あって、私がたまたまその内閣告示の「(付)字体についての解説」の部分を利用していただいたというお話をさせていただきました。実は、常用漢字表に「令」という文字がたまたまございましたので、解決したと言いますか、その場をしのげた部分があります。ところが、あの「(付)字体についての解説」に搭載されていない部分があり、もし窓口で相談があった場合は解決できず、しのげない場合というのは今までも多々ありました。

それで、文字字体は多数に及びますし、文字の形自体もものすごくたくさんございますので、この文字とこの文字は同じなのだよということが示される、もっとたくさんのものがございましたら、より一層窓口が充実すると思われれます。

○ 関根委員

その解決できなかったという事例を具体的に教えていただけますか。

○ 山下敦子氏（発表者）

例えば、「奏」という文字がございしますが、その「奏でる」という文字は、明朝体では下が「天」になっておりまして、おじいちゃんから相談というより、クレームが付きまして。多分、おじいちゃんがお付けになった文字だったのでしょうけれども、窓口においでになりまして、「孫に付けた文字は、「天」で、こういうふう「ノ」の形で書く文字であるのに対して、戸籍に記載している文字は何だ。」とクレームがありました。

「うちの方では、明朝体という文字の形を使用しておりますので、書き文字でありますこういう行書体の「天」の形の文字をそのまま戸籍に記載することはしておりませんので、申し訳ございません」ということで、謝ることで解決したというような場合もございました。

それから、ほかの文字ですが、すぐには具体例が思い付かないのですけれども、やはり文字の形に関して、例えば、女性の「女」という文字も、「ノ」の始め、右側が出た形でほとんどの方が書かれてこられますが、「違うんですよ。明朝体では出ない「女」のようになるんですよ。」と言ったときに、「えっ、そうなんですか。学校でそのようには習わなかった。」とおっしゃる方もいらっしゃいまして、「いえいえ、実はこうなんです。」と言って、「明朝体の文字がこうでして…」みたいに、何かぎくしゃくとした説明になったりする場合もありました。あとは、「令」を含む文字が一番多いですね。全く形が違いますので。「令」の文字を部分に持つ文字というのは多々ありまして、「鈴」とか、王を偏に持つ「玲^{れい}」であるとか、下に令を持つ、「濔^{みおつくし}標」の「濔」という文字もそうです。良い字ですので、多々お子さんの名前に付けてこられる方がいらっしゃいますので、「令」を部分に持つものの説明に苦慮する場合はやはりありますね。

それから、しんによろですが、しんによろは、戸籍の窓口ではというふうに申し上げますが、例えば、2点しんによろですが、1点しんによろのくねくねとしたところが2点しんによろの変形したものではないかと、私も考えておる次第です。ところが、やっぱりはっきりと離れていないと2点しんによろとは認識しないというのが戸籍の取扱いですので、1点しんによろ、2点しんによろに関しましては、割とトラブルはございます。常用漢字の前書きの部分で掲載しているしんによろの表現というのは、1点しんによろも2点しんによろも筆写では同じ1点しんによろであると書いてくださってはおるのですけれども、戸籍の窓口では、逆に、1点しんによろと2点しんによろを分けて考えているという部分があります。取扱いの違いというのが少し違うのかなということで、ちょっと説明の場で困ったりする場合もあります。

○ 杉戸委員

特殊なケースかもしれませんが、こういう例があるかないか、お尋ねします。

国際結婚して、中国の方がどちらか配偶者で、お子さんが生まれて、日本の役所に届け出る。そのときに、中国で使われる簡体字、それを是非使いたいというような希望があった場合、それは今は駄目なんですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね。先ほど申し上げましたように、子の名に付けられる文字というのは、常用漢字表の通用字体、規則別表の第二の文字、それと、平仮名・片仮名、あと、定められた記号、符号ですね。それに限定されておりますので、実際、子供さんは、外国人の方と日本人の方が婚姻されてお子さんが生まれますと、日本国籍を取得しますので、戸籍に記載されることとなります。出生届をされたときに、お父さん筆頭の戸籍、あるいは、お母さん筆頭の戸籍に記載されますが、その場合は、先ほどの規定の中の文字でないと付けられません。戸籍法にのっとりた形になりますので、簡体字を付けることはできないとされています。

それと、あと付属的に、実際、お父様、お母様が外国人の方である場合に、婚姻届を出されますと、戸籍の名のところには国籍がありませんから、記載はされないんですが、日本人の配偶者の戸籍の中に、国籍どこそこ、何年生まれの誰と婚姻したということが記載されることになっております。その記載の文字と言いますのが、今おっしゃっていただいた簡体字というのが、常に使われている文字ではありますが、戸籍の取扱いに関しましては、簡略文字とか簡体文字と言いますのが、日本の正字の範囲内にある文字に置き換えて記載をするということになります。

平成 24 年から、外国人の方が住民票に搭載されるようになりました。24 年から外国人登録という制度がなくなりまして、住民票に、日本人と外国人の世帯であれば、住民票に記載されるようになりました。ところが、そこでも問題があります。というのが、外国人の方というのが、先ほど申し上げたように、婚姻等を行ったときには、日本の戸籍の文字の正字とされる文字に置き換えて記載します。ところが、住民票は法務省で正字の範囲というのが定められております。また、住民票というのは総務省の関係になりまして、その総務省の方の使える文字の数と、法務省の使える文字の数というのが、大幅に違うわけです。戸籍に記載される文字が、法務省の中にあり、法務省管轄で戸籍に記載された。でも、住民票の中の使える文字の中にはその文字はなかったとすると、それに対応する常用漢字表の文字に置き換えられたりするわけです。とすると、外国人の方々がお困りになる可能性もあるということで、戸籍の文字と住民票の文字が違う。そのようなことも付属的に発生するという事です。

○ 関根委員

窓口に来られる方の中には、字体や書体を意識してというか、こだわって来られる方と、それから、逆に、そういう書体や字体の差があるということを知らないでいる人も多いと思います。例えば、「吉男」という名前を届けにきていて、もう当然、「吉」と言えば、下が短いもの（土+口）だという認識しかなくて、上が短い（土+口）「キチ」というのがあるということ意識していない。その場合は、手書きで書いて、つい同じような長さになってしまう。そういう文字の場合は、必ず確認を取るわけですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

はい。本当に微妙な差であったとしても、必ずお見せすることにしております。差がなかったとしても、「この文字でよろしいですね。」ということには必ず確認はすることにしていきます。今おっしゃった、認識されている方と、されていない方がいらっ

しゃるとおっしゃいましたけれども、ほとんどの方は認識はされていません。

○ 関根委員

そうですね。むしろそちらのトラブルというのはないのかなと思ったんです。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね。でも、明朝体の文字というのは、テレビ、報道とかでほとんど使っていますから、明朝体の文字と言いますと、「あ、そうだね。」というふうに御納得いただくのがほとんどかなとは思いますが。ただ、先ほどのおじいちゃんのように、こういった文字ではなかった、そのつもりではなかったということが、中にはあるということですよ。

○ 影山委員

その点では、お作りになった窓口における対応表（配布資料3）、これは山下さんの個人の作成なんですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうです。一般的には作ってはいませんから、このたびのこの委員会に何か役に立つものを作れないかと思ひまして作成しました。ふだんの窓口でよく見かけるのが、私が作成したこのような文字です。特に、最後にしんにょうとか、糸偏とか、こういったものの頻度が高いですということで作らせていただきました。手書きにいたしますとバランスが悪くなってしまいましたが、こういった文字のお届けが多々あるということですよ。

○ 影山委員

ここに挙っているのは、77文字です。実際はもっと一杯あるわけでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

あります。これはほんの一部だとお考えいただいたらよろしいと思います。

○ 影山委員

この委員会でも、夏前に、そういった誤字、正字の問題と、それから、こういうデザイン上の違いにすぎないものというものが話題になりました。しかし、一般国民にとっては、その違いというのは全然分からないわけで、明朝体と書き文字と言われているものとの違い、こういった一覧表をもっともっと充実させていくことで、実際のトラブルの解決ということが望めるのでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

「作成 山下」と最後に書かせていただいておりますが、これはこうですよと山下が一所懸命声を大にして言ったとしても、それ自体は根拠としては薄いと思います。これは窓口担当者が書いたものじゃないかとなってしまいます。

ところが、何か国の方から、そのようなものを出していただきましたら、それ自体をお見せして、これはこういったところで話し合いをされて、こういったものが出来上がって、これ自体は全国にあるんですよということが言えるようになりますので、とても有り難いと思います。

○ 入部委員

先ほどのスライドのお話の中で、配布資料2ですと8ページですが、下のスライド

で、役所で「令子」に変えられてしまったというところから、それが銀行の方に情報が行っているという、そういう趣旨で、勝手に変えられてしまったという。法令でということはお話がありましたが、それは情報として、なぜ銀行に行っているのでしょうか。例えば、クレジットカードでもそうですけれども、サインは手書きでするわけですが、恐らくクレジットカードが持っている情報というのは、明朝体で持っているのかなと思うのですが、この説明をもう少ししていただいてよろしいでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

どこで気付くかというのは人それぞれだと思います。私が経験したこの「令子」さんの場合ですが、まず左側、紙戸籍のときにこの「令」であったので、住民票はこの「令」を記載していたわけです。ところが、戸籍をコンピューター化したしまして、この右側の明朝体の形（令）になりましたので、住民票もこの右側の形に修正したというのがあります。

パスポートなどをお取りになるとき以外に、戸籍をお取りになるということはないかなと思うんです。ところが、住民票というのは多種多様なところ、例えば、免許センターであるとか、そういったところに使用しますので、割と出る確率が高いわけです。住民票というのは、できるだけですけども、戸籍の文字に合わせるというのが住民票の趣旨になっておりますので、〈戸籍が変わった＝住民票が変わった〉で、住民票を取ったらそうになっていた。それで、免許センターへその住民票を持っていったら、その形の文字になった。そして、免許証を見せた。免許証の文字と相違するということが、この話の経緯ですが、実際は、戸籍が勝手に変えられたというのに気付くときに割と遅いわけです。遅いからこそ、大きなトラブルに発展することもあるということです。

○ 井田委員

明朝体と手書きの乖離^{かい}が、しばしば窓口でのトラブルの原因になっているようにお聞きしたんですが。例えば、仮に明朝体でない、戸籍は教科書体にするとか、そういうことであれば、窓口業務でのトラブルはかなり減るのではないのでしょうか。どのようにお考えですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

書き文字自体を反映するという形だったら、そうですね。明朝体の文字というのは、一応コンピューター化するとき、明朝体を用いるというのが基本になっていることによります。平成6年に、もう戸籍をコンピューター化してもいいですよという通達が出されまして、コンピューター化する場合は、全て明朝体に統一するということになっている次第です。勝手に行書体などに変更するということはできないのです。

書き文字を反映する行書体などに変えたら、トラブルも少ないかも分かりません。誰も「令」という文字を「マ」でないこんなふうには書かないんですよ。例えば、竹冠でも、3画目と6画目の縦画は「ソ」のように違った方向で普通書きます。こんなふうに右下に向かった点のように書きません。それで、とても窓口では困っておる部分があります。

○ 笹原副主査

戸籍に載せるために届ける書類は、出生届であって、それは公文書に当たるものなのでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね。

- 笹原副主査
そうすると、その公文書は楷書体で書くというふうに、よく注意書きにあるような気がするのですけれども。行書体ではなくて、楷書体という理解でよろしいでしょうか。
- 山下敦子氏（発表者）
はい。楷書体です。
- 笹原副主査
分かりました。常用漢字表の前書きなどでは、筆写の字形としては、実は楷書体しか扱ってなくて、糸偏のように、下部を点々と書く行書体にも使えるようなものも出てはいるのですが、原則として楷書しか示していないというのが現実です。それに関して、親御さんが書いてこられる出生届には、草書体を書く人は余りいないと思いますけど、行書体のようなものでも書いてこられるのでしょうか。
- 山下敦子氏（発表者）
ほとんどの方が行書体、教科書体ですね。
- 笹原副主査
教科書体とおっしゃるものは、楷書体とほぼ同じと思われませんが、行書体の方もやはりいらっしゃるのでしょうか。
- 山下敦子氏（発表者）
行書体の方もいらっしゃいます。
- 笹原副主査
そういう場合は、書き直していただくことはせずに、そこから楷書体を導き出してという形になるのでしょうか。
- 山下敦子氏（発表者）
そうですね。氏名の欄というのが一番トップにあります。その他の欄を利用いたします。子の氏名を書く欄がありますけれども、そこを訂正していただくというのは余りにも失礼に当たります。私どもも同じ文字と捉えておりますので、そのような場合は、このように記載されますよというふうに、参考書を見せた上で、そのように書いたものに判を押していただき、御了承いただいたということで、判を押していただくというふうな、事後に役に立たないということで、そのような取扱いをさせていただいています。
- 関根委員
例えば、「関根」の「関」のような門構えを略して書く人はたくさんいますよね。もし仮に門構えを略字で書いてきた場合はどうされますか。
- 山下敦子氏（発表者）
それは訂正していただきます。辞書に載っていない文字というのは先ほど申し上げましたとおり、辞書に載っている文字でも、辞書に載っていて譌^か字とか略字というふ

うな文字に関しては、「誤字」です。だから、誤字の仲間ですから、訂正はしていただく。門構えを略したものは略字です。

- 関根委員
要するに、それは楷書で書くという、その規定に当たるわけですか。
- 山下敦子氏（発表者）
そうです。それは訂正印をちゃんと押していただいた上で、訂正をしていただきます。
- 笹原副主査
書体で言うと楷書で、字体で言うと、譌^か字とか誤字の類いですね。
- 沖森主査
ほかにございますでしょうか。
私からも1点。最後に印を押していただいて確認するという作業をなさっているそうですが、これでも納得されない方というのはいらっしゃるものなんですか。
- 山下敦子氏（発表者）
今のところは大丈夫です。
先ほど申し上げたように、明朝体の文字自体が、新聞とかテレビでよく見る字体ですから、こんな変な文字というふうにおっしゃる方というのはほとんどいらっしゃらなくて、先ほど申し上げたおじいちゃんぐらいです。出生届におけるそういう文字で、納得がなかなかしていただけなかった方は。今のところ、これでしのげているということですね。
- 沖森主査
あと、もう1点。問題が起こった場合、例えば、長い場合だと、どれぐらい説明に費やすことになるのでしょうか。
- 山下敦子氏（発表者）
文字に関しては、子の名の文字以外に、ものすごくこだわりのあるおじいちゃんがいらっしゃいまして、実は、平成18年に戸籍をコンピューター化しましたが、コンピューター化は強制ではありません。コンピューター化しないでほしいとおっしゃる方がいらっしゃいましたら、紙のまま残さざるを得ません。紙のまま残した方というのは、ほとんどが文字が理由ですね。文字の関係で、紙で残したわけです。「令」の文字を持っていらっしゃる女の方もいらっしゃいますし、おじいちゃん、文字自体は親が付けてくれた文字だから、その文字はもう絶対に変えたくないとおっしゃる方もいらっしゃいました。
誤字などについては、平成18年のコンピューター化で正字に変えた方はたくさんいらっしゃいます。デザイン上の違いのある文字というのは、それ自体同じ文字ですから、変えたということを告知しなくていいんですが、誤字から正字に変える方というのは、事前にお知らせします。平成18年のコンピューター化がありまして、「あなたの文字は、これからこれに変わります。」というお手紙を出すんですね。アルバイトの方10人を雇用いたしまして、別室で電話機10台置きまして、「何か御質問がありましたら、ここに電話してください。」という形で対応したわけです。そこに担当者と、マニュアルを見て説明する子たちがいます。ところが、じゃんじゃん掛かってく

るようです。その中で、マニュアルでしのげたというか、説明ができた方も多いことは多いです。多いですけども、やはりどうにもこうにもならなかった方もいて、その分が持って来られます。

それで、こういう人があって、この文字に関してこうだったと報告を受けるわけです。そうすると、私がそれに対応せざるを得なくなってくる。「お電話、遅くにすいません…。」みたいな感じで、お電話を差し上げて、延々ともうずっと言われるわけです。その文字について、もう本当に汗をかいて、受話器が貼り付くように思われるくらい、ずっとおっしゃるのです。納得できる説明をするには、ある程度の知識がないといけないでしょう。だから、今そのレジュメで、先ほど参考にお渡ししましたけれども、まずは文字の歴史を知った上で、このときはこうでね、このときはああでねという説明を、優しく丁寧に話すわけです。最終的には、ほとんどが分かっていたかもしれませんが、でも、やっぱり納得していただけなかった方というのは、紙のまま戸籍は今でも残っております。コンピューターですと、ぱぱっと検索をやって、ぱっとその方の分が出せますが、紙の戸籍の方は、一旦コピーをしまして、今までどおりに認証しまして、お出ししていて、そういうふうな戸籍が幾つか残っているということです。

○ 関根委員

平成6年に「俗字」が使えるようになったときに、いわゆるJISコードとの関係ではトラブルはなかったですか。今使えるようになっている俗字に関しては、対応できる形になっていますか。

○ 山下敦子氏（発表者）

実はユニコード、JISコードに関しましては、とても勉強不足で申し訳ないですが、これに関しては問題があったか否かというのは、ちょっと分からないです。

○ 関根委員

現時点では、例えば、「ニシ」とか、ああいうものはみんなパソコンで出ますか。

○ 山下敦子氏（発表者）

出ます。あれは入っています。

○ 関根委員

そうですね。そのときに、そういう問題はあったのでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

ただ、さっき「たてにし（𠄎）」と「まがりにし（𠄎）」の説明をしましたが、「ニシ」の文字を外字で作っても、こちらのパソコンでは出せないのです。それで、これ自体、行書体の文字を利用させていただいて、この「たてにし（𠄎）」と「まがりにし（𠄎）」の表現をさせていただきました。「たてにし（𠄎）」が戸籍に記載されますのが、こんな形になります。こういうふうな、ちょっと不自然ですが、真っすぐ、「たてにし」は、このような形に「ニシ」が記載されているということですね。

○ 鈴木（泰）委員

それに関連して、「たてにし」というのは、戸籍用の文字の「俗字」に入っていますね。だから、戸籍係としては、それで十分解決ができるわけです。だから、その字体を、別に常用漢字表の手書きの文字としてどこかへ出しておくという必要は全くないですね。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね、「ニシ」に関しましては、それ自体はもう「俗字」と「正字」ということになっておりますので。

○ 鈴木（泰）委員

そうすると、いわゆる人名用漢字の中には、そういう既にもう手書きの俗字体のようなものがかなりちゃんと形として存在している。だから、そういうものについては、常用漢字表の方では考慮しなくてよろしいということですか。別に、あっても、これを示して、「こういうふうな手書きの文字は、この明朝体に当たるんですよ」なんていうことを、常用漢字表のどこかでしなくてよろしいということですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね。既に「俗字」として認識されている文字に関しては、法務省から出ております「誤字俗字・正字一覧表」というのがあります。それがよりどころとなっております。その「俗字」の部分でもう認定されている文字については、形の問題ではない、文字の違いであるということです。

○ 鈴木（泰）委員

それは戸籍係のコンピューターには入っている文字ですね。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうです。入っています。

○ 武田国語調査官

事務局から一つ申し上げます。まず、例えば、西の「たてにし」というものが電子化された戸籍業務でも使えるという状況については、法務省のウェブサイト「戸籍統一文字情報」というものが用意されていて、そこに入っております。これは、いつでもネットで御覧いただけます。「戸籍統一文字」は、もう常用漢字とは比較にならないほど大きな文字集合なのですが、例えば「令」と「令」の形が両方入っているなど、常用漢字表の考え方とちょっと違うところが散見されます。

それから、西の「たてにし（𠄎）」、「まがりにし（西）」の問題について、常用漢字表の「（付）字体についての解説」の中で、この「たてにし」はデザイン差なのかどうなのかということを確認しようとしたときに、「西」そのものについての例示はありませんが、ちょっと形の似ている漢字はあります。「改定常用漢字表」の（21）ページを御覧ください。ここに下の方に「酒」という字があります。これは別の部首の漢字になりますが、こういったものの中に縦に書く「たてにし」のような形があるかということ、示されていません。

例えば、「西」について、「たてにし」と「まがりにし」みたいなものを常用漢字表の中でどういうふうにか考えるのか。あるいは、「吉」について、「土」の「キチ」と「土」の「キチ」を常用漢字表でどう考えるのか。この、「土」の「キチ」、「土」の「キチ」などは長短の問題であって、常用漢字表の考え方と言うと、同じ字だということに見ることができるとも思われる。ところが、戸籍の世界では、これはもう別のものとして扱われているとのことでした。それから先ほど、しんにゅうのお話もありましたが、常用漢字表の考え方は、1点でも2点でも、しんにゅうは手書きするときには1点で書くということになっております。しかし、戸籍の窓口では、1点と2点を書き分けることが必要になる場合があるとのことのお話でした。そういった部分で戸籍業務と常用漢字表との間には、字体・字形について考え方の違うところもあるわけです。

今後、字体・字形についてお考えいただくときには、その辺りにも配慮していただければと思っております。

○ 沖森主査

それでは、今の武田国語調査官の話題でありますけれども、常用漢字の前書きの「(付)字体についての解説」というところがございます。これはもちろん人名の表記に関して考えて作られたものではございませんが、先ほどのお話のように、根拠としては役に立っているということでございました。ここからは、この字体についての解説をどのように扱うべきかと言いますか、作成すべきかという点なども含めて、御自由に御発言いただければと思います。

そこで、私、切り出しということで。例えば、(20)ページの先ほどの1点しんによう、2点しんにようについて、(20)ページの一番下ですけれども、中黒で、どちらでもいいというわけではありませんが、どちらも手書きはこうなりますよということ(こ)でございました。実際には、それぞれの字に即して、1点しんにようか2点しんにようかということになっているかと思えますけれども、その辺りの説明というのは、例えば、こういうので十分伝わるものなのではないでしょうか。

○ 山下敦子氏(発表者)

1点しんによう、2点しんにようですが、先ほどの「辺」という文字、それが旧字体の^{つくり}旁、自分の「自」を書いて、「ウ」を書いてという「邊」、そのようなつくりの場合は、2点しんにようが「正字」でありまして、1点しんにようになった場合は「俗字」になるという、そういう取扱いをするわけです。

では、これがこれであったとすれば、「辺」の場合は、1点しんにようが正しい文字でありますので、旧字体では2点しんにようが正しくて、常用漢字の通用字体では1点しんにようが正しいという、戸籍ではしんにようの使い分けをしているわけですね。だから、そこのところが常用漢字でのしんにようの取扱いとはちょっと違うということになります。その旁によって、「正字」のしんにようが2点か1点か変わってくるようになってきます。

○ 沖森主査

ほかにも何か、この説明、字体についての解説という点と、先ほどのお話と関連付けて、何か御意見等ございましたら、お願いいたしたいと思えます。

この表では、(22)ページのところの上から5行目です。「令」と「女」というのが示されています。ここに先ほどの「奏」というのがどこかに入ればいいのかと思えますけれども、例えば、入っているということは重要な点でしょうか。根拠として示されているといいということにはなりませんでしょうか。

○ 山下敦子氏(発表者)

はい、とても助かります。

○ 鈴木(泰)委員

調べないと分かりませんが、「奏」は、楷書体にも、書き方によっては、「夭」というふうに斜めになっている線のものがあるかもしれません。もしそうなら、字体の違いの方に掲げるのはどうかという気はします。

○ 沖森主査

ここでは明朝体と手書きということでしょうか。

- 鈴木（泰）委員
筆写のではないと思いますね。

- 沖森主査
それだけではないと…。

- 鈴木（泰）委員
ええ，明朝体同士の相違の中にも，ひょっとしたらあるのではないかという気がします。

- 笹原副主査
今，常用漢字表の前書きなどの（22）ページのところには，「木」であるとか，牛偏であるとかのはねる，はねないということについて出ていますが，ここには手偏が載っていません。今日，配布資料3で御提出くださったものを拝見すると，この差というのは，デザインの差として，実務上，窓口では処理されているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

- 山下敦子氏（発表者）
そうですね。はねとかいうところまでは言及いたしませんので，デザイン上の差というふうに認識しております。

- 笹原副主査
（22）ページのところに，常用漢字表が手偏について示していないということの意味するところが，実は必ずしも明確でなくて，あえて手偏のはねはデザイン差ではないとしているというふうにも読めますし，逆に，もうこの類いはたくさんあるから，牛偏が載っているということは，手偏もというふうに読ませようとしているのか，ちょっと読み取れないところがあります。「奏」も，実際そういうものかと思われるのですが，お作りくださった配布資料3を拝見すると，例えば，1枚目の「羽」の字も，これが常用漢字表でデザインの差としているかどうか，なかなか微妙なものがあるように思われます。
あと，その下の「天」も，上の長さとの下の長さに違いがあり，楷書ではかつて普通こういうふうにかかれていたので，同じ字だということは間違いなく分かるのですが，常用漢字表で，果たして右の，手書きの上が短いものと，左の，上が長い「天」と，同じ字体としていると読み取れるかどうかというのは，判断になかなか難しいところがあるなと思われます。
その4文字か下の「幸」なんていう字も，教科書体自体で変遷しているそうで，この辺は，結局，まだ解釈が一定していないのではないかと思われるものを示していただいたと思っております。

- 山下敦子氏（発表者）
この中で，上から四つ目の「美」という字ですけれども，これ，ほとんどの方が，この右側，下の横画，「大」の横画の部分長く書いてこられますね。
「幸」という文字ですが，この一番下の横画が長い文字に関しましては，『康熙字典』に示されている部分があります。だから，『康熙字典』体と言われればそうですけれども，『康熙字典』体自体は人名用漢字には使えませぬので，この一番下の横画が長い文字を書いてこられた場合は，その上の画が長い文字の形で御了承いただくた

め、明朝体でこのように記載されますと申し上げるということです。

「人」という字も、明朝体、この左側のように左右の書き出し箇所で行交っている形で書いてくる方はいらっしゃいません。

○ 鈴木（泰）委員

配布資料3を見ると、私は「鈴木」の「鈴」が引っ掛かっていますが、名前の「泰」でも引っ掛かっているとは思っていませんでした。どこが書き文字が明朝体と違うところですか。全く意識がないのですが、「泰」のどこが違うかについてお尋ねします。

○ 山下敦子氏（発表者）

最後の4画を、ちょんちょん、ちょんちょんと点で書いてくるのです。

○ 鈴木（泰）委員

はねとか払いとかというか、ただの点になっているということですか。点ですと、向きがはっきりしないという…。

○ 山下敦子氏（発表者）

ぱっぱっぱと書いてこられるというか、一所懸命書いてくださっているのですけれども、文字を上手に書けなかったりする場合がありますので。

英語の「英」なんかは、「央」の部分は上に抜き通すのが正しいですけれども、抜き通さないままで書いてこられる方もいらっしゃいます。

やっぱり一番多いというか、かなり多いのが、「北」という文字ですけれども、「北」って、名前に付ける方って余りいらっしゃいませんが。「北」という文字は、普通書く場合は、やはり右側のように「北」と書くので、左側の「北」の方が一般的な明朝体の文字とされていますが、これは明らかに左側と違うようになります。

一昨日、窓口であったのが、配布資料3の1ページ、真ん中の欄の一番上の「環境」の「環」という字です。毎日のようにありますが、たまたま一昨日あったのが、この

「環境」の「環」という文字です。書き文字では^{つくり}傍の下の縦画の終わりをはねて書く。でも、明朝体はその部分が止められています。

「戸」という文字も、ほとんどの方がきっちりと横一の「戸」を書くのではなく、ちょんと点で書いて「戸」という字で書いて来られます。

「虎」もそうですね。下が「儿」開いていますけど、上の部分をつなげて書いてくる。

○ 関根委員

そういう場合、そのたびごとに指摘なさるわけですか。

「あなたの漢字の書き方は違いますよ。」と言っているようにも取られかねないですね。

○ 山下敦子氏（発表者）

お知らせは必ずします。同じ文字ですけれども、先ほど申し上げたように、後で戸籍を見たら違う文字じゃないかとおっしゃる方がいらっしゃるかもしれないので、そのために、まずは、「この文字ですが、よろしいですか。」というのは必ず見せることにしております。ただ、「間違ってますよ。」というのは絶対に言わないです。もちろん「下手くそですね。」とも絶対言わないです。さらに「もっとちゃんと書いてください」、そんなのも言わないです。

○ 田中委員

山下さんに質問ですけれども、今回いろいろ豊富な例を挙げていただきましたが、山下さんがすごく気になさっているからこういう蓄積があるのか、あるいは、どこの都道府県とか市区町村とかの窓口にお尋ねしても、こういった事例集みたいなのはお持ちなのか、どうでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

文字の形とか書き癖とかいうものに関して、特に出生届に関しては、どの市町村の担当者もとても敏感になっております。だから、年数が長いほど経験は多いと思われますけれども、年数が短い人たちであっても、それに関してはかなり敏感に対応しております。

○ 田中委員

なぜ今このようなことを伺ったのかというと、今回挙げていただいたものは様々なケースだと思います。いろいろ傾向性を読み取ることはできそうな気もするけれども、一つだから、いろん^んなところから、悉皆調査は無理かもしれないけれども、ある程度抽出調査をして、事例を蓄積してみることはできるかなと思います。

例えば、こちらが、例示があった方がいいとおっしゃっていたから、どういうふうなパターンをどういうふうな形で例示するのがいいみたいなことを分析することができのかな、どうなのかなと思ったのだけれども、それは多分、窓口はそう意識されて、事例をストックされていて、お聞きしたらすばっと出せるかどうかみたいなところによるのかなと思ったものですから。

○ 山下敦子氏（発表者）

全国の皆さんに収集されたら、あると思います。収集はかなりできていると思えますね。

○ 田中委員

そのことを収集して、そこから傾向性とかを分析して、マニュアルめいたものを作ってみたり、前書きのところをもう少し精査してみたり、例えば、先ほど、手偏がないけど、牛偏はあるみたいなものや、1点しんによう、2点しんにようは中に入っているものによってケース・バイ・ケースだけれどもみたいなことが入っていればいいみたいなこととかが分析できるような気はなさいますか。

○ 山下敦子氏（発表者）

難しいところもありますね。戸籍の取扱いというのは特殊ですので、戸籍の取扱いというのが出生届につながりますが、それが集約の過程で、文字に関する常用漢字と戸籍の文字との認識の違いみたいなものが生じてくる場合がありますし、とても難しい部分はあるとは思っています。

○ 田中委員

やっぱりオール例示は無理だと思います。だから、二つ方法があると思っていて、前書きを拡充するような形で、公式マニュアルみたいなものを作るか、そうではなく、これはこの会の目的とは違うかもしれないけれども、先ほどの金融機関の方で差し戻されてきたみたいなのところがあるとするならば、一般に対する啓蒙活動をするとかといったようなこと、どちらもやった方がいいのかもしれないけれども、それは領域が違うのかもしれない。それは、あるなら両方あった方がいいとお考えになりますか。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね。戸籍の担当者といたしましては、やはりトラブルの発生は金融機関との関係で、一般的にお使いになる文字の関係というのがありますので、双方あった方が有り難いとは思いますが。

○ 田中委員

分かりました。

最後に、ものすごく基本的な、最初に戻るような質問をしてしまいますが。配布資料3でお出しただいて、最初のお話のときにも独特の言い方がありますとおっしゃっていた「文字の骨格」というものが、これは書体とか字体とか、どっちも含むから、現場ではそれらを引くくめて、何か問題があるものについては、「文字の骨格」と呼び習わしていると理解していいのでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうです。「文字の骨組み」というか、そういったものがあって、文字が作成されているという考え方をしておりますので、例えば、骨格に当たるのが、点がこう伸びているか、こう寝ているかとか、骨格の違いというのは、このように表現いたしますね。でも、それはもう戸籍独特の言い回しなのかなとは考えております。

○ 納屋委員

今日、私、大変勉強になって、これは有り難かったと思っています。質問ですが、金融機関でのトラブルについて、実は私自身も経験しています。字でということもあったのですが、公的機関が発行している証明書があるならばというような、ほかの本人確認の問題だと私は思いました。戸籍の問題、住民票の問題とも多少違うかなと感じています。

それで、山下さんのお考えでは、これから動くであろう総背番号制の際に作る番号制度が動いた場合には、全てこれは、戸籍の方で言うと、うまく行きますでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

難しいとは思いますが。総背番号制になりますと、住基ネットが主になります。住基ネットというのが、実際、それぞれの市町村で違うとは思いますが、頻繁に使われる文字というのは、これは戸籍と合わせなくてはいけないですから、外字等を作っていないところもあります。そうでなくて、外字等を対応させないで、一般の自分のところにある文字、それで住民票を作っていないところもあります。それで、その文字について、住民票と戸籍との関係というのが、必ずしも全くイコールではない。そういうところがあります。

それが、これから総背番号制になった場合、住基ネットとはまた別なのかもしれませんが、やはり住民票が主となってくるので、楷書に至るか否かというのはちょっと疑問があります。戸籍担当者としては、戸籍とはまたちょっと違うかなという感じです。

○ 棚橋委員

今のことですけれども、住民票と戸籍が違うというのは、それは明朝体のデザインが違うとか、そういうレベルの違いですか。

○ 山下敦子氏（発表者）

いえ、そうではない場合もあります。実際、文字というのは、もう多数に存在しま

して、戸籍は、全てではないですけれども、できるだけ対応するようになっております。ところが、住民票の文字というのが、戸籍よりは歴史もすごく浅いわけです。だから、自分のところで、とてもたくさん文字を作っている市町村もあれば、そうでもない市町村もあります。戸籍の文字には、全部が全部合わせられていないと思います。全部が全部合わせていますと言えるところはどこもないと思います。だから、実際、外国人の方もいらっしゃることで、だから、住民票の文字と戸籍の文字というのは、必ずしも全部が一致しているとは言えないということです。

○ 棚橋委員

分かりました。ありがとうございます。私、自分が戸籍の字と住民票の字が違っているの、そこでいつもトラブルになるのです。

○ 山下敦子氏（発表者）

そうですね。その違うということもトラブルの一つになりまして、実際、実体験される方もいらっしゃると思います。

○ 笹原副主査

住民票と戸籍の漢字には、私も少し関わったことがあったので、思い出したのですが、自治体ごとに住民票の扱いは、結構違うようでした。細かいところでは、本当に手書きの止め・はねまで明朝体に起こして、コンピューターの字を作っている業者に外字を作らせて、それをもう本当に神経質なまでに使い分けているというところもあるようです。それが住民基本台帳ネットワーク統一文字というものに大分採用されているようでした。

それに対して、法務省の戸籍統一文字は、おおむね漢和辞典で誤字としていないものを取りあえず集めておこうとしたもので、したがって、住基統一文字が2万文字余りだとすると、戸籍統一文字はもう5万以上もありました。ただ、細かいところにまで目を向けているのは住基統一文字でした。それでも、まだ住基統一文字は手書き文字に対応しきれず、そうした大量の字を、住民基本台帳ネットワークでは画像にして動かしていると聞きます。そういうところで、きっと棚橋委員のおっしゃった実例も生まれたのだらうと思われま。

私からも一つ二つ、またお伺いしたいのですが…。たくさんの方の名前を見てみると、例えば、学生など若い人の名前なので、もう人名用漢字の規則が適用されている世代だと思うのですが、例えば、「遙^{はるか}」という人がいたときに、2点しんによいで、右上も旧字体になっている「遙」、あれは2004年に入ったものなので、それ以前に生まれた人には使えないはずなのですが、現に使っている人がいたりします。それが、戸籍でそうなっているというのです。あるいは、名簿を見ていたら、「寿」という新字体、あれに右側に点が付いている学生がいて、汚れかと思ってこすってみたのですが消えない。それで、本人に聞いてみたら、これで登録されているとのことでした。こういうことは、実際にどう解釈したらいいのでしょうか。

○ 山下敦子氏（発表者）

今の御質問ですが、実は、名前の文字と言いますが、その方が社会生活を営んでいる上で、その名が社会的にどれだけ定着しているかというのを、裁判所の方で審議するわけです。その場合、実質的にいろいろ審議しますが、「寿」に点が付いたりとか、それから、僧侶の方に多いのですが、今使えないような文字、例えば、人名用の漢字ではない文字を、名の変更ということで、僧侶になりますと、僧侶の方がその名前に変更してくるわけですね。そうすると、家庭裁判所の方で、人名用の範囲外の文

字を、オーケーですよということで許可してくる場合があります。その場合は、戸籍に記載せざるを得なくなります。というのは、裁判所の関与があつて、その人が社会生活を営む上でやむを得ない事由があつて、この文字にするわけです。その場合は、その文字を記載するということになりまして、それ自体も、名の変更で誤字あるいは人名用の範囲外の文字が審判書の中でうたわれていたとしても、戸籍に記載せざるを得ないという先例もございます。そのような過程でその文字が付けられたのだと思います。

○ 関根委員

今日お聞きして、戸籍業務で、字形に関しての我々の議論というのが必要だというのが分かりました。ただ、1点ちょっと気になったのは、常用漢字表は、飽くまで固有名詞は除外しています。特に、この議論の最初に名前の「鈴木」の「鈴」の字をどうするかということがあったので、そこに何か理屈付けておく必要はあるのではないのかなと、今日感じました。

○ 沖森主査

本日は、山下さん、御発表どうもありがとうございました。本日の御意見をよく整理しまして、具体的な指針の検討に反映させるようにしたいと思います。

次回の小委員会では、今後設置する予定の作業チームについて、また、最終的な成果物のイメージ等について検討し、11月7日金曜日に予定される国語分科会への報告内容についても確認したいと考えております。それでは、本日の漢字小委員会は、これで閉会いたします。御出席、どうもありがとうございました。